ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第63号　2018/2/13

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】2025カジノ万博へ踊る阿呆とやめる見識／ＷＨＯタバコ規制からギャンブル規制を考える／依存障害シリーズ(2)「やめられない心」とＦＩＸ産業／ギャンブルオンブズの眼①国家経済のギャンブル化を憂う／投稿：利子とギャンブルの収奪／コラム：ギャンブル場のＡＴＭ設置の犯罪性、ＪＲＡのギャンブル依存者への馬券販売抑制策のギマン、公営ギャンブルと脱税事件、五輪くじ／いろはカルタ賭博考（3）／書籍紹介／NEWSピックup／事務局だより

２０２５カジノ万博へ踊る阿呆とやめる見識

　大阪夢洲万博を目指す日本が最大のライバルとしていた「パリ郊外万博」が、１月２１日、立候補を取りやめることになったと伝えられた。民間からの投資不足により、万博のための財政投入のムダと目標効果の低いことなどが理由であるという。開催期間半年の博覧会によって得られる効果（利益）に対し、投入経費（コスト）が大きすぎることで「未来を危険にさらすことはできない」と知ったといえよう。これでロシアのエカテリンブルグとアゼルバイジャンのバクーとの争いとなった。

パリの万博断念の方針が伝えられると、府市首長と松本関経連会長らは誘致活動に一層気勢をあげている。夢洲博には、カジノで自らも金儲けの夢を見ようというカジノ関連企業が金魚の糞のように付いている。万博が地球規模での産業文化の発展を期すものであれば、発展途上の国・地域を育てる見識が欲しい。しかし、大阪府市や関西財界（といっても大阪財界）は、自らの金儲けしか考えられないのである。こんなカジノ万博に踊る阿呆は未来を危険にするだけだ。

松井知事は辞退したフランスに大阪支持を依頼するという。松本会長は、財政面の困難があったパリと同様に日本も1300億円の会場建設費の捻出は厳しいとしつつも、民間の負担合意の資金集めについては誘致が決まってからだが腹をくくるとした。負担合意とは、国、府・市、そして民間（関西財界）が3分の1ずつ各400億円強を負担するというものだ。松本会長は財界企業の規模に応じた負担―「奉加帳方式」で賄うことを考えているようだ。

大型民間賭博場をつくる夢洲ＩＲには、大阪府市民だけでなく大阪商工会議所所属の中小企業なども含め反対の声は強い。ＩＲを目指した万博など前例もなく恥ずかしすぎる。止める見識が欲しい。

ＷＨＯタバコ規制からギャンブル規制を考える

第１．タバコ規制と国際水準

　　2005年2月27日、「タバコ規制枠組条約」（ＦＣＴＣ／Framework Convention on Tobacco Control）が発効された。この条約は2003年のＷＨＯ（世界保健機構）総会において加盟192か国により採択された国際条約である。ＷＨＯは1970年代から予防可能な「タバコ病」として規制対策を勧告してきたが、国境を越えた問題解決のため、条約が作成された。

　　このＦＣＴＣは、前文、第1部　序（1条：用語、2条：条約と他の協定・法的文書との関係）、第2部　目的、基本原則及び一般的義務（3条：目的、4条：基本原則）、第3部　タバコ需要の減少措置（6条：需要減少のための価格・課税措置、7条：需要減少の価格措置以外の措置、8条：煙にさらされることからの保護、9条：たばこ含有物規制、10条：情報開示に関する規制、11条：包装及びラベル、12条：教育・情報・訓練・啓発、13条：広告・販売促進・後援、14条：たばこ依存・使用中止・需要減少措置）、第4部　供給減少措置（15条：たばこの不法取引、16条：未成年者への販売・未成年者による販売、19条：経済的実行可能な代替活動・支援提供）、第5部　環境の保護（18条：環境及び人の健康保護）、第6部　責任問題（19条：責任（立法・行政・刑事・民事））、第7部　科学的・技術的協力、情報の送付（20条：研究・監視・情報交換、21条：報告・情報交換、22条：科学的・技術的・法的分野の協力、専門知識の提供）、　第8部　制度的な措置及び資金（23条：締結国会議、24条：事務局、25条：締結国会議と政府間機関との関係、26条：資金）、第9部　紛争の解決（27条：紛争の解決）、第10部　条約の発展（28条：この条約の改正、29条：この条約の附属書の採択及び改正）、第11部　最終規定（30条：留保（できないこと）、31条：脱退、32条：投票権、33条：議定書、34条：署名、35条：批准、受諾、承認、正式確認又は加入、36条：効力発生、37条：寄託者、38条：正文）からなる。

ＦＣＴＣの最大の目的は「タバコ消費の削減」であり、次の方策が盛り込まれている。

１．喫煙と受動喫煙の破壊的影響から、現代と将来の世代を保護すること。（3条）

２．条約の必要性（4条）

　　（１）公衆の健康に深刻な影響を及ぼす問題で、国際的対応が必要である。

　　（２）出生前の母親の喫煙は、胎児に重大な悪影響がある。

　　（３）青少年の喫煙が増加、低年齢化している。

　　（４）若い女性の喫煙が世界的に増加し危険である。

　　（５）喫煙を奨励する広告やイベントの悪影響が問題である。

３．タバコの値上げ・増税が喫煙の減少に効果的と認め、実行すること。（6条、7条）

４．受動喫煙からの保護（8条）

　　（１）受動喫煙が死亡・疾病を引き起こすことは明白である。

　　（２）職場、交通機関、公共場所での受動喫煙を防止する。

５．タバコの煙の毒性情報を公開すること。（9条、10条）

６．包装とラベル（11条）

　　（１）タバコ包装やラベルに誤った印象を与える表現を禁止すること（例えば、「ライト」「マイルド」等）

　　（２）警告は表面の50％を占め、30％を下回らない。

　　（３）写真や絵についてはこれらを含むものにできる。

７．教育・啓蒙活動（12条）

　　　　利用可能な手段でタバコ規制の啓発を行う。

８．広告・販売促進の禁止（13条）

　　　　全てのタバコ広告、販売促進、スポンサーシップを5年内に禁止すること。

９．治療・禁煙支援（14条、22条）

　　　　保健施設等でのタバコ依存の診断・予防・治療プログラムを作成する。

１０．18歳未満の者へのタバコ販売禁止（16条）

　　（１）販売禁止について目の点きやすい表示をすること。

　　（２）タバコの自動販売機の利用をされないようにすること。

１１．タバコの規制のため、刑事・民事上の責任に対応する新立法・既存法の運用促進を図ること。（19条）

以上のようにタバコ規制は多面的視野から規制が求められているのである。

第２．日本のタバコ事業と規制

　　タバコは未成年への販売規制があるも、日本では財務省監督下の日本たばこ産業（ＪＴ）が専売公社以来の独占的販売をする。政府が株の50％以上を保有し、且つ莫大な税収を得ている。たばこ事業法は「たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展を図る」ことを目的としており、国民の健康よりもタバコ販売事業によって財政収入を得ることに偏していた。タバコ企業は「公害企業」「病原企業」と評価される先進国に比べて日本は著しく認識が遅れている。

　　そこで近年、タバコ事業は厚生労働省監督下にすることが求められているといえる。

　　条約の締結によってその後日本政府は、十分とはいえないまでも厚生労働省を中心に2017年まで間接喫煙について規制強化を進めてきた。そして間接喫煙の防止や禁煙がようやく進められている。　　しかし、そのレベルが低いのは、自民党と利権勢力が強いためである。

第３．ＦＣＴＣレベルでギャンブル規制を考えると次のようになる。

１．ギャンブルによる本人及び家族、社会の破壊的影響をなくし、被害をなくすこと。

２．そのために次の認識と対応が必要である。

（１）ギャンブルは本人と社会に深刻な真の影響を与えていることを認識すること。

（２）ギャンブルが本人の健康と家庭経済に悪影響を与えることを防ぐこと。

（３）未成年のギャンブルを禁止する。ギャンブルやゲーム依存は危険である。

（４）射幸性の高いギャンブル、日常性のあるギャンブルは危険である。

（５）ギャンブルを勧誘する広告やイベントをなくすこと。

３．公営ギャンブルの抑制、ギャンブル化した風俗営業であるパチンコ・パチスロを禁止すること。

４．重度のギャンブルの防止

（１）重度のギャンブルによって引き起こされる本人の健康侵害（ギャンブル障害）や経済的破局、そして家族への悲劇や、犯罪、自殺を防止すること。

（２）ギャンブルに対する上限制限を行い、ギャンブル障害を発生する怖れのある者をギャンブルから排除すること。

５．ギャンブルによる依存・障害、ギャンブルに関係発生する犯罪、自殺、家族・子供らへの弊害及び負の環境影響を調査し、公開すること。

６．ギャンブルをめぐる下記の説明義務

（１）ギャンブルの収奪度・・・個々のゲームにおける消費者の正しい認識を具体的に示して説明し、賞金の獲得への期待度に誤解を与えないこと。

（２）ギャンブル場入場にあたって、未成年者の入場禁止や発券を含むギャンブルの表示は、その50％以上がギャンブル障害とのめり込み防止を警告していること。

（３）ギャンブル収入の社会的有用性は、ギャンブル利用者への説明とは別個に厳正に行うべきこと。

７．ギャンブルの犯罪性、公認ギャンブルでも危険性のあること、特にギャンブルへの投入金は最大で可処分自己所得の10分の1以内であるべきことなど消費者教育を徹底すること。

８．ギャンブルの販売促進とその広告を禁止すること。

９．ギャンブル障害・依存の治療と自己回復への支援計画の具体化すること。

１０．未成年者へのギャンブルは公認ギャンブルでも禁止すること。

１１．ギャンブルに関係する資金貸与の禁止、ギャンブル場近辺でのＡＴＭ設置を禁止すること。

１２．ギャンブル規制のため刑事上の取締りの強化、業者や過度のギャンブルをもたらす者への行政規制等の促進と運用をすること。

第４．タバコ依存とギャンブル依存の比較

タバコと酒類は歴史的に許容された個人の嗜好品と考えられてきたが、禁止薬物のようにその依存性や中毒症状も知られ、その使用抑制の強化が求められるようになった。そして、医学用を除いては薬物は厳禁されるものがほとんどである。

　ギャンブルは歴史的に禁止された行為であるが、政府が闇のギャンブルの抑制や政府・自治体の収益を目的として例外的に許容された公認ギャンブルが存在する。また、風俗営業のパチンコ・パチスロは市民のアクセスが容易で、今日では脱法化したギャンブルとなり、ギャンブル依存の中心を占める。

行為依存であるギャンブル障害は、上記にみたように本人の依存障害だけでなく、家族や第三者への被害・弊害をもたらしている。数百万人規模のギャンブル依存障害が発生している日本においては、今日世界的に規制の必要性が認められているタバコの直接・間接喫煙（第三者被害）や被害防止策と同様の規制も必要である。

依存障害シリーズ

第２回　　「やめられない心」とＦＩＸ産業

１．アディクション（嗜癖）専門のセラピスト、クレイグ・ナンケン氏は、「やめられない心」についてこう述べている。

　　「対象となる物質や対象となる行動をするのは、それによって自分が望む気分の変化を自分の中に作り出したいという欲求による。」つまり、少なくとも短い時間「幸福感を得たい」「欲求を満たしたい」がための企てだという。

　　ところがそのアディクションは進行し、放っておけば止まらなくなるという。

　　アディクションが進むと気分の変化や高揚感に魅惑され、「覚醒感」「飽満感」「夢想」を生むのだ。

覚醒感を誘発するものとしては覚せい剤やコカインが代表。アルコール、ギャンブル、買物、万引でも体験する飽満感は満たされた気分、安堵、リラックス感のことで、薬物でも得られるが、ギャンブルやインターネットなど行動のアディクションでももたらされる。

　　この点、日本のパチンコは、スロットマシーンなどより強いアディクションを引き起こす。初めは覚醒感を呼び、続けているうちに飽満感に包まれていく。アディクションが進むと「陶酔感」が心の空洞を埋め、「恍惚感」に包まれた状態となり、意識が現実から分離したり、「アディクションの世界」と「現実の世界」の二つの世界を漂いながら行き来する。

　　恍惚感は「現実的感覚を超えた精神世界に触れたい」という欲求が達成された感覚であり、「ニセの霊的体験」の錯覚さえもつ。

２．このような「やめられない心」（依存）が生まれるのは当該個人であるが、実は「やめられない心」を生み拡大させ遂には「廃人」といわれるまでの依存状態に人を変えるのは、その製造企業・事業者である。そのように人を仕向け、修理し、固定することをＦＩＸというが、それを可能にするのが社会システムである。

　　現代日本の依存障害にはギャンブルだけでなく薬物（酒、タバコから眠剤まで）や車やスマホまで様々なモノがある。まさに『The　FIX』（ディミアン・トンプソン著　和訳「依存症ビジネス」）の指摘するように、①ドラッグ（ヘロイン、コカイン、阿片、ＭＤＭＡ、医師処方薬、アデロール、鎮痛剤、向精神薬、覚せい剤まで）、②酒・アルコール、嗜好食品（スイーツ、砂糖、ハーブ、コーヒー、クリーム、清涼飲料、炭酸飲料、各種ドリンク）、③過食、拒食、吐食、健康食、補助食、④ギャンブル、インターネット、スマホ、ＳＮＳ、ユーチューブ、アプリ内課金、ゲーム（ポケモン…）、買物、収集癖、ポルノ…など多種多様なＦＩＸシステムがある。

３．さらに、「やめられない心」を治療し「依存から救う」というビジネス（医療・治療薬メーカー）、宗教・カルトなどが生まれて、依存の「解毒」まで商売にされ依存者を食い物にしているという。ＦＩＸ産業の罪は深い。こんな重い罪を生むＦＩＸシステムや危険物はなくし、最小限にしなければならない。

ギャンブルオンブズの眼①

国家経済のギャンブル化を憂う

　ギャンブル（賭博）は本来、経済活動の例外ないし「遊び」の業域にあるべきだ。しかし、20世紀以来、国会経済政策までが加わったギャンブル資本が生まれた。資本主義は独占資本の支配するものになったり、「国家独占資本主義」になったり、「金融資本主義」になったりした。「マネーを追う資本主義」は射幸度を高め、「カジノ資本主義」といわれるレベルになった。そして「マネー・マネージャー資本主義」にもなった。日本では1980年代の会員権や不動産をはじめとしたバブル経済と破綻が起きた。また2008年9月に起こったリーマン・ショックは、富・マネーを投機本位で運用したリーマン・ブラザーズという証券会社の倒産による金融破局で、世界経済を震撼させた。

　1980年以降、資金運用のプロによる短期投機が地球規模となった。そのバブル経済と大企業への中央銀行や政府の救済と財政出動（それは税や国民全体の金による救済に他ならない）は依怙贔屓なギャンブルを容認し、その尻拭いをするものにもなっている。

　自由資本主義は本来、個人の小さな資本家が自由な金儲けの競争をする社会を想定していた。しかし、現代の自由資本主義は似て非なるものになっている。市場価格を左右させる巨大資本や巨大マネーの投機の前では、小さな企業や庶民のマネーは支配され勝つことはできない。メタルの金だけでなく円・ドルの先物や金融派生商品（デリバティブ）は投機を激化させハイリスク・ハイリターンにした。委託証拠金制度の下での取引では、「小」は「大」に勝てない。

今日の実経済の世界総生産の7倍～15倍にもなる500兆ドル～1200兆ドル（約5.6京～13.5京円）のデリバティブ市場は、公正な自由競争を逸脱したギャンブル経済に他ならない。

　この下に国民が貯めた年金や税、国債が投機市場に投入されるのは、ギャンブル度を高めるばかりで、投機好きの富裕層には良くても貧富格差を広げるだけである。たった数人が世界の富（財産）の50％を所有するなど歴史上なかったことである。

国政や国家経済は企業（特に大企業）や富裕層のためにあるのではない。福祉・厚生行政で富裕でない国民の生活を守ってこそ国会社会がある。ギャンブルは、大衆の弱者を含む多数市民から射幸心を最大限に利用して金儲けをするものである。国家の金がギャンブル（投機）に投入されることは許されないし、大衆の収奪を糧にする財政策は許されない。

投稿　　　　　　　利子とギャンブルの収奪

　　　　金乃　利子

１．ＮＨＫのＥテレでドキュメント番組「欲望の経済史～ルールが変わるとき～（１）時が富を生む魔術～利子の誕生」が放送された（1月5日午後10時30分）。

　　人が物や金を他人に貸すことは数千年の歴史があったが、利子をとることはキリスト教、イスラム、ヒンズーでも禁じられていた。神に対する冒涜、背任であるとさえいわれ、禁止されていた。ハムラビ法典は、利子をとれば元金を没収するとまで定めていた。

ところが、実際には高利貸しが存在した。ユダヤ人は、異邦人に対しては金を貸して利子を得ることが認められ、古来行われていた（このイメージがシェイクスピアの「ベニスの商人」のシャイロックになった）。

２．中世イタリアの銀行家メディチ家が金を貸して為替レートの差を利用し利子を得る商売を始め、大成功した。そしてその背徳への罪と妬み・非難を免れるため、教会に多額の寄進をしたり、芸術への援助を行ってルネッサンスを生んだという。

宗教改革でカルバンは5％の金利を認めて公正金利を主張した。そして協会も時間に価格があると認め、利子が認められた・・・という。

番組の経済学者は、利子のつく借入金が経済を拡大し、欲望が欲望を拡大させると話していた。こんな欲望の拡大が一体何を生み出すというのか。

３．資本主義社会において、利子制度は資本投資によって利潤を得るという仕組みを支えている。労働が富を生むというのがアダム・スミス以来の経済学者の常識である。しかし、資本投資と労働（力）が加わって利潤、新しい富が生まれると考えると、投資の物・施設を示す金（金融）には、利潤の配分が当然視されたのだろうか。

　　資本主義の下では、金（資本）が労働力を買い取るだけでなく、労働者を管理・支配する。そして、資本が集まった金融資本がさらにその力を増して独占化し、国家をも支配する。その国家を統括する長（大統領、総理…）は国家的システムで集中管理される金と財を、直接・間接に動かす。

その政治の一つがアベノミクスである。アベ（安倍）は政府に集められた国民の税だけでなく年金という預り金や、国債という未来の国民へのツケまでを自由勝手に使う。大企業への優遇を図る一方で、そこに働く労働者（従って中小企業労働者ではない）に3％の賃上げを求める姿は、現代の独裁者である。

４．このアベノミクスの下で、銀行利子はゼロ金利、マイナス金利が導入され、庶民の預金は無利子にされている。そして、ＩＲという仮面をかぶったカジノを強行しようとしている。カジノは他人の富を100％収奪する産業であり、新しい富は生まない。金を賭けたゲームの遊興は射幸心の手段でしかなく、賭博犯罪である。

コラム　　　ギャンブル場のＡＴＭ（現金自動預払機）設置の犯罪性

　ギャンブル場は本来、余欲のある金で賭け行為をするところである。負けた客が射幸心から容易に預金を引き出せるように、ＡＴＭを設置してギャンブルを続けさせることは略奪的である。ましてＡＴＭで客に借金をさせてまでギャンブルを続けさせることは、江戸時代のヤクザが賭場に来た素人客に金を貸してまで収奪しつくしたのと同じ、ボッタクリである。

　ギャンブル場（パチンコ・パチスロを含む）のＡＴＭはいうまでもなくギャンブル客用であり、過剰なギャンブル、のめり込みギャンブルを招く。負けた客は頭を冷やしてギャンブル場を立ち去るのが正しく、ギャンブル場ではそれが厳格に守られなければならない。

　しかるに、日本のギャンブル場には多数のＡＴＭが存在する。公営競技の本場及び場外券売場３６０ヶ所中５２ヶ所に設置されている。そのような競馬・競輪・ボートレース場の運営自治体は犯罪的である。それに協力（むしろ推進）するＡＴＭ・銀行業者も共犯である。

　既に政府のＩＲカジノ推進本部は、①カジノ内のＡＴＭ設置禁止、②カジノ周辺の貸付機能付きＡＴＭ設置の禁止を一応決めている。これは、シンガポールでの規制のレベル以上という建前があったからだ。しかし、ＩＲリゾート全体ではＡＴＭが設置され、容易にアクセスできる。

　パチンコホールでは全国１万店の１割を超える１０９３台のＡＴＭが設置されている。監督庁である警察庁はＡＴＭについて放置し、金融庁も個々の金融機関の問題として放任する。全銀協もＡＴＭの設置は実態把握をしておらずコメントできないとも言う。そもそも自動的に金を貸し、個々の使途の点検もしないＡＴＭ設置者は、病人に高利貸しする悪徳業者と同じである。

ＪＲＡのギャンブル依存者への馬券販売抑制策のギマン

　政府のギャンブル依存症対策をうけて、ＪＲＡ（日本中央競馬会）は2017年10月28日より、患者の家族からの申告があれば本人の同意がなくてもインターネットでの馬券販売を停止したという。しかし、その抑制は次のものである。

①インターネット販売に限ること。競技場、場外券売場では全く野放しのまま。

②家族申告には、ギャンブル依存症の診断を受けた人、経済力に見合わない購入に限り、本人と同居する親族による申請書類の提出が必要。

③ＪＲＡが該当すると判断した場合に、会員登録によるネット販売の停止を行う。

という内容であり、結局、ギャンブル依存者自身が自ら停止を申し出たに等しいケースに限られる。

　こんな販売抑制をもって政府のギャンブル依存症対策などとは、まやかし、ギマンもいいところである。

　まず、ウインズなど場外券売場とインターネット販売を止めるべきである。そしてＪＲＡの馬券購入広告やメディアのスポンサーとなることを止めるべきであろう。

公営ギャンブルと脱税事件

　2018年1月17日付読売紙や産経紙等によると、16日、寝屋川市職員Ｎ氏（47歳）の所得税法違反にかかる第1回公判が大阪地裁で開かれた。検察主張は、Ｎ氏はＪＲＡの「ＷＩＮ５」（ＪＲＡが指定する５レース全ての１着を予想する馬券）をインターネットで購入し、2012年と2014年に各1回的中させ5600万円と2億3200万円の払戻しを受けたのに申告せず、約6200万円を脱税したという。

これに対し、被告人は既に脱税分を納税済みであり刑事罰まで科すのは理不尽とし、弁護人は窓口で払戻しを受けた人は所得を把握されないのは不公平、さらに他の対象者の銀行口座を調べる際に被告人の口座を違法に調査した等とし、公訴棄却・無罪を求めた。

　この問題には既に先例があり、インターネット取引での継続購入は一時所得でなく事業所得の場合にあたるとした最高裁判例もある。しかし、本件は2回のＷＩＮ５の一時所得で、他の多数のはずれ馬券経費は費用として認めず、当たった馬券代金だけを経費として課税し脱税としているケースのようである。

　この問題については弁護人もいうように、インターネット取引の場合でしかもどれだけ継続していれば一時所得でなく事業所得になるのかはグレーゾーンがある。また、払戻時に所得税を源泉せずに年度末の申告を求めるなど、窓口払戻しは申告しないのが常態となっているのに対し、取引履歴や身元が把握されるインターネット取引は立件されるというのは罪作りなシステムである。

（同種事案については会報臨時号（2012.12.7）で報告済み）

五輪くじ

　2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、「大会協賛くじ」が2017年までに計2回発行されている。都と自治体の350億円の経費負担のための仕組みだが、これまでに20億円の収益を得たという。税金負担に代えてギャンブルの富くじというのは、これまでもあった安易な手法である。これは、射幸心を刺激して宝くじの名の下に特別税（？）を課すのと同じである。

そもそも2020五輪は大会組織委が発表した1兆3500億円という試算は、かつて都の調査チームが試算した3兆円以上という数字を圧縮したものだ。宝くじ収益ぐらいでは「焼け石に水」にすぎないが、都・自治体の負担減のために努力している格好にしたいのだろう。

しかし、オリンピックのために競技場など多大な公共投資を行うことは根本的にやめるべきだ。サッカーくじの売上の10％で国立競技場をつくるというのは、国民スポーツのあり方を真面目に考えるより、オリンピックのための財政上の慎重論を抑える安易な発想でしかない。

五輪くじのプラスイメージの一方、実はくじが消費者収奪であることはもとより、その使い道の詳細、そしてその未来のコストや効果までの説明責任が果たされていないのは変わらない。

**いろはカルタ賭博考（３）**

**か**　「かったいのかさうらみ」（江戸）、「蛙の面に水」（上方）

　ハンセン病の人が梅毒の人をうらやましく思うという差別意識の強いことわざ。ギャンブル依存の人が薬物依存やアルコール依存と比較するようなもの。蛙の句は何をされても平然としていること。ギャンブルを何回注意されても耳を貸さない状況。ギャンブルの借金を肩代わりするいわゆるイネイブリングは、蛙の面に水にしかならない。だが「蛙の子は蛙」なのか、親はこれが最後と尻拭いしては失敗する。

　＜勝てばよし　負ければくやし　繰り返し＞　＜カジノ業者は必勝し＞

**よ**　「葦の髄から天井覗く」（江戸）、「夜目遠目傘のうち」（上方）

　葦の管で天井を見ても全体は見えない。針の穴から天を覗くと同じで、開帳された賭博全体を冷静に考えられない客は収奪される。夜目遠目は女性が美しく視える状態。いずれも錯覚なのだが、男は女を良く視たいらしい。様々な宝くじやスポーツくじも、一等賞金の金額に目がくらむ人が買う。1000万に1つは葦の髄でしょう。「羊頭狗肉」は公営ギャンブル業者の常。「欲に底なし」「欲に目がない」客を収奪する。カジノは「よし悪し」と思う人はいよう。だが誰にとって良しで誰にとって悪しかを正しく分別せず、一得一失というのは偏している。得者と失者が異なるのだ。

　＜よせと言わればもっとやる＞　＜より高く賭けて取り戻すが病なり＞

**た**　「旅は道づれ　世は情け」（江戸）、「立て板に水」（上方）

　「旅は道づれ」は心強く人情に頼れという。「旅の恥はかき捨て」の人ならとんでもないことに。ギャンブルの金は立て板に水のように流れる。「棚から牡丹餅」を期待して宝くじを神棚に置くのも依存症状だ。公営ギャンブルに集まれというＣＭがあり、ギャンブルツアーという企画旅行がある。しかし賭博ツアーは、地域の文化を巡るのでなく、自国ではできない違法（犯罪）行為を体験しようというもの。外国人のカジノ客は利益になるだけというのは恥ずかしい自国本位、収奪本位である。

　＜棚からボタモチは落ちない＞　＜他国のカジノはかけ捨て＞

**れ**　「良薬は口に苦し」（江戸）、「連木で腹を切る」（上方）

　効果ある薬は苦い。ギャンブルへの諫言も聞いて快くはない。逆にいえば、ギャンブルの勧めは甘い。連木（すりこ木のこと）で腹は切れない。不可能なこと。博奕も長くやれば絶対に親に勝てない。大数の法則に逆らう賭けは失敗する。現代は良薬宣伝も口に甘く快適である。昔は糖衣錠もなかったからカルタにできた。そして連木をすりこ木と知る人は少ない。良薬は昔「れいやく」という読み仮名がついていたことも知る人は少ない。

　＜冷静になれないのがバクチ＞　＜歴史とバクチは繰り返す＞

書籍紹介　「スポーツ・ベッティング　―ブッキー・ビジネスと賭け方の研究―」

谷岡一郎著　（アミューズメント研究所　2017　1500円＋税）

　本書は、序章、1章：伝統的な賭けから近代システムへ、2章：ポイントスプレット、3章：スポーツと法、4章：バーレイとティーサー、5章：オッズと確率の数理―スポーツにおける内部情報と審理のワナ―、6章：プロポジションベット―結果が出るまでのサイドベット―、7章：スポーツをより楽しむ賭けの方法―ファジースポーツの台頭―　からなる。Ａ4版159頁。

　1章は、健全化したシステムでのスポーツギャンブルを肯定する著者が、世界一多いイギリス等のブッキーを紹介して日本導入をいう。スポーツ・ベッティング（賭け）、ブッキー・ビジネスを詳しく紹介し、伝統的な賭けから近代化システムとなっている姿について、わかりやすくポピュラーなギャンブルになっていると示す。イギリスでは野球、陸上、柔道まで世界中のスポーツが賭けの対象とされ、①オッズ・メイキング（ハンディ付賭け率）、②パリ・ミューチュアルシステム（トータリーゼーター天引きと当選者配分方式、日本の公営競技や宝くじの方式）、③マネーライン（ＭＬ、基準、ユニットでプラスとマイナスのラインを賭けるもの）のシステムで例示する。そして、初心者向けのＭＬが工夫されているとする。

　2章ではアメリカのポイント・スプレット（ＰＳ）を紹介。その偏りや控除率を説明している。

　続いて3章で「スポーツ法」として非犯罪化した英国を紹介し、日本の現状をいう。この中で業者は日本のパチンコの三店方式を完全に違法と断じている。そのスポーツの範囲として頭脳スポーツの囲碁、将棋、トランプゲーム、麻雀やビリヤード、コンピューターゲームをあげ、スポーツ・ベッティングの対象であるという。さらに、マネーローンダリング（資金洗浄）、オンライン・ゲーミングにも言及する。

　4章ではトトカルチョの類似のスポーツベットを述べ、5章ではオッズと確率の仕組み、6章では結果が出るまでのサイドベットを紹介し、これらスポーツ・ベッティングを利用してスポーツをより楽しめるというのである。

　著者はギャンブル自体は肯定視するが、但し日本の公営ギャンブルのような開催事業者が客を一方的に収奪すること（しかも宝くじのように50％以上）には批判的な見解を持つ。その上で適正にコントロールされたギャンブル、スポーツ・ベッティングを提唱しているのである。業者が理事長兼学長を務める大阪商大のアミューズメント産業研究所は、ギャンブルを健全なアミューズメントとして求めるものだろう。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.12.5～29）

2017.12.5　　日経　　セガサミー、米国のカジノ機器市場に参入

　　12.12　　日経　　ＩＲ誘致へ一歩　大阪府市、アドバイザー公募24年開業目標には道険しく

　　12.15　　＜当会　会報第６１号発行＞

　　12.17　　毎日　　地方型ＩＲ推進、来月15日　県など主催（和歌山）

12.21　　産経　　横浜のＩＲ誘致問題、結論出るまでさらに曲折

　　　　 産経　　【法廷から】初めはインクカートリッジだった　防衛省のＰＣ換金の技官がギャンブルに溺れるまで・・・

12.22　　ＮＨＫ　　ＩＲ推進会議でまちづくり議論（大阪）

　　　　 産経biz　　カジノ業におけるアンチ・マネーロンダリングに関する調査レポートを提供開始　テックファームホールディングス

12.25　　毎日　　調布市教委、女性職員を停職処分　パチンコ店で窃盗容疑

12.26　　毎日　　ギャンブル依存症対策、馬券のネット購入、家族申告で制限

12.28　　読売　　首相、橋下氏らと会談・・・自民幹部「妥協点探る」ＩＲやＧ20大阪誘致も

　　　　 日経　　ＩＲ　市に推進求める　横浜商議所・上野会頭に聞く

12.29　　赤旗　　公募意見「カジノ反対」7割、全国反対協「推進法廃止を」

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**事務局だより**

会報にみる「ＩＲカジノ」

〇　本会はギャンブル依存の社会的予防を訴え（会報37号）、ＩＲカジノ推進の欠陥（39号）、ギャンブル被害をなくす対策と運動（48号）、民営カジノの犯罪性（49号）を指摘し、カジノへ狂奔する政府や財界を批判した（51号）。そして、ＩＲ法実施法に反対し、そのＩＲ準備のためにするギャンブル依存症対策法よりも、現にあるギャンブル被害対策基本法の必要性を強調してきた（52号）。

2017年度に入り、政府や一部地方自治体はギャンブル依存症対策に着手した格好を示しているが、極めて不十分で医療行政・医療ビジネスのためのギャンブル障害とその対応システム作りが始められているにすぎず、現在は厚労省もどの自治体も具体的な治療受け皿を設けるにはほど遠い実態にある（52号）。控え目にみても320万人というギャンブル依存・障害に対する治療がないまま、公的ギャンブル、脱法ギャンブル、闇ギャンブルを許してよいとは到底思えない。

会報53号で、やむを得ぬカジノへの規制方法として提言したところは、日本にある全てのギャンブルへの規制として有効である。さらに、ギャンブル場への入場規制やプレイにあたっての規制は、せめてノルウェーやドイツ並みの規制水準が必要だ。

〇　前回の会報では、大阪府市財界の互例会でのエコノミックアニマルらの様子を紹介した。

　　大阪・関西の三大経済団体は、関西電力、住友電工、大阪ガスなど大企業のトップが支配君臨している。夢洲のＩＲには大林組などゼネコンからパチスロメーカーまで甘い汁に期待する者と、そこには入れぬ企業の欲望が渦巻く。しかし、まず万博への寄付金400億円余をどう集めるかである。

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会